

令和6年度 第1回 有田区地域協議会

次 第

日時：令和6年5月31日（金）午後6時30分～

会場：カルチャーセンター ミーティングルーム

1 開 会

2 挨拶

3 自己紹介

4 議 題

【報告事項】

(1) リージョンプラザ上越の指定管理者による虚偽報告への対応について

【協議事項】

(1) 会長、副会長の選任について

(2) 地域協議会の運営について

5 その他

・委員証について

・名刺の作成について

・次回地域協議会

（仮）令和6年 月 日（ ）午後6時30分～ カルチャーセンター

6 閉 会

令和 6 年 5 月 31 日
説 明 資 料
上越市教育委員会 スポーツ推進課

リージョンプラザ上越の指定管理者による虚偽報告への対応について

令和 6 年 2 月 27 日付けで市に対し「リージョンプラザ上越の指定管理者である新東産業株式会社による実績報告について疑義がある」旨の通報を受け、この間、市で調査を実施したところ、毎年度末に提出される実績報告書に虚偽の記載を確認し、市に対して損害を与えている可能性が高まったことから、同年 5 月 7 日付けで専門家（市顧問公認会計士・市顧問弁護士）と委託契約を締結し、詳細調査を開始しました。

1. 調査対象の指定管理者

新東産業株式会社（東京都渋谷区東 1-26-20、代表取締役社長 小出 修一）

2. 虚偽報告の概要

同社が市に提出したリージョンプラザ上越の指定管理業務に係る実績報告書（収支決算）において、委託料や賃借料などの項目で実態と異なる金額が複数計上されていたことが判明した。

（主な項目）

- アイスアリーナ委託料（令和 4 年度）

市への実績報告値	18,000 千円
市の調査による実際の実績値	10,560 千円

- 除雪機リース料（令和 4 年度）

市への実績報告値	528 千円
市の調査による実際の実績値	249 千円

3. 専門家による詳細調査

(1) 目的

同社による虚偽報告が複数年度にわたって繰り返されていたことが確認され、指定管理料の精算や指定管理料基準額の算定に影響を及ぼし、市に対して損害を与えている可能性が高まったことから、同社が管理する他の施設を含めて、経理上及び法的な観点から本件事案に関する全容を解明する。

(2) 期間

令和 6 年 5 月 7 日から令和 6 年 7 月 31 日まで（予定）

(3) 対象施設

リージョンプラザ上越
上越科学館
上越市柿崎総合体育館 ほか 4 施設

第1回地域協議会の審議事項（有田区）について

	審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
1	会長、副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例（以下、「条例」という。）第6条	会長1名、副会長2名	会 長 _____ 副会長 _____
2	会議の招集請求に必要な委員数 ※条例第8条第1項第2号	5名以上（定数の1/4以上） ※ただし、今期は定数減に伴い、 同水準の場合4名以上	_____ 人
3	会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	会長を除く出席者2名（名簿順）が確認	
4	会議の座席順 ※条例第8条第4項	名簿順 （正副会長の席は詰める）	
5	会議の開催日時 ※条例第8条第4項	（開催日） ・主に月曜日とし、臨時の案件がある場合は会長と調整の上決定する。	（開催日）
		（開催時間） 主に午後6時30分	（開催時間）
6	会議の会場 ※条例第8条第4項	カルチャーセンター	
7	地域協議会だよりの編集方法 ※条例第8条第4項	（編集方法など） ・協議会での審議結果等について事務局が編集、原稿を作成する。	（編集方法など）
		（発行回数） 令和2年度…3回 令和3年度…3回 令和4年度…3回 令和5年度…2回	（発行回数）

	審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
8	書面による審議 ※条例第8条第4項	(実施の条件) ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合 ・前項の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合 ・その他、前2項に類するとして会長が認める場合	(実施の条件)
		(実施の判断) ・正副会長の協議により、会長が決定	(実施の判断)
		(表決方法) ・意見集約の結果及び答申案をもとに、正副会長の協議により会長が決定する	(表決方法)
9	その他 ※条例第8条第4項		

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。